

千葉市と国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構との 連携・協力に関する協定書

千葉市と国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、相互の連携・協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、千葉市（以下「甲」という。）と国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「乙」という。）が、包括的な連携のもとに、広範な分野で相互に知的、人的資源等を活用し、科学技術分野における地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を行う。

- （1）科学技術交流及び国際交流に関する事項
- （2）産学官連携に関する事項
- （3）相互の知的資源の活用に関する事項
- （4）甲の推進する科学都市戦略に関する事項
- （5）その他甲及び乙が必要と認める事項

2 前項の連携・協力に必要な具体的事項に関しては、別途協議する。

（協力管理責任）

第3条 本協定の内容の具体的な実施に当たっては、甲及び乙それぞれ以下の者が管理責任を負う。

甲：千葉市長

乙：国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構理事長

（秘密保持等）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力に当たり、知り得た秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑 義）

第5条 本協定に関して疑義が生じたとき、本協定の一部を変更しようとするとき、又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙は誠実に協議のうえその都度決定する。

(有効期限)

第6条 本協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。
ただし、甲及び乙に異議がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成29年3月3日

甲： 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 熊谷俊人

乙： 千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目9番1号

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

理事長 平野俊夫